

天武・持統・文武天皇の富本錢発行

吉原 啓

はじめに

本稿は、天武・持統・文武天皇三代における富本錢の発行を、統治理念の表象とその継承という観点から考察する試みである。

富本錢の発行目的については、飛鳥池工房遺跡からの富本錢の出土以降、厭勝錢説と流通貨幣説、そして統治理念の表象とする説など見解の相違があり、様々に論じられてきた。しかし、これまでの研究では、富本錢の錢文と天武朝の諸政策との関連についての検討が希薄であったため、天武が富本錢をどのような意図で発行したかは、主に富本錢の錢文や天武の国家構想との関係から大まかに論じられることが多かった。このような研究状況に対して筆者は、富本錢の錢文に込められた理念と天武朝の具体的な政策は相関するものであり、この点について論じること、天武が「富本」「七曜」の錢文を採用した必然性とその発行目的に迫れると考えている。

また、二〇〇一年に藤原京左京七条一坊西南坪から出土した一四八〇号木簡や近年の松村恵司氏による七世紀の貨幣単位についての

研究により、文武朝を中心とした時期の富本錢の流通実態を考えられる史料が増加してきた。筆者は、これらの史料から、天武朝における富本錢発行当初の目的とそれを継承した持統・文武朝の発行目的とに若干の差異を認めるべきであると考ええる。

以上の観点から、本稿ではまず、天武朝における富本錢の発行目的についての諸説を整理して、筆者の立場を明示する。次に、富本錢の錢文と天武朝の具体的な政策との関係を論じ、天武朝における富本錢の発行目的について検討する。その上で、持統・文武朝の鑄錢司任命記事をふまえ、当該期における富本錢の位置づけを論じる。

一、富本錢の発行目的についての諸説

富本錢発行の目的については、これまで厭勝錢説と流通貨幣説、そして統治理念の表象とする説が提示されてきた。本節では、迂遠ではあるが、代表的な諸説をまとめた上で私見を述べる。なお、大きく三つに分類したが、この分類内でも対立する見解がある。

①厭勝錢説

これは飛鳥池工房遺跡で富本錢が出土する以前に定説的であった説で、富本錢を「まじない」用の錢とする見解である。

a 富本錢発行当時の日本の流通経済は、未だ貨幣を必要とする段階

には至っていない⁽¹⁾。

b 中国では錢面に文字ではなく図が入るものは厭勝錢である。また、鑄棹を持った時に「富本」が正位置になるよう配されている可能性があり、はじめから枝錢の状態で鑑賞するために作られたものもあつたのではないか⁽²⁾。

c 富本錢の錢文は、流通貨幣であるか否かの決め手になりにくい⁽³⁾。

d 厭勝錢でもある程度大量の枚数が必要になる。流通貨幣の場合は数百万枚単位で鑄造されており、富本錢が一万枚作られていたとしても、その数は多いとはいえない⁽⁴⁾。

e 銀錢に代わって銅錢を用いよという天武一二年(六八三)四月第一詔は、無文銀錢が副葬品として埋納されるために銀の総量が減少していくことを避ける政策であつた⁽⁵⁾。

f 富本錢は和同開珎に比べて流通政策が見られず、藤原宮木簡に塩や米が代価となつている木簡があり、富本錢の流通実態がない⁽⁶⁾。

g 大宝律にみられる私鑄錢対策は罪が軽く、和同開珎発行以後は罪が重くなる。このため、大宝律段階では後に流通貨幣を発行する予定はあつたが、まだ発行していなかつたために罪が軽かつた⁽⁷⁾(② k 説批判)。

② 流通貨幣説

飛鳥池工房遺跡から富本錢が出土して以降、富本錢は流通貨幣を

目指して発行されたとみる説が有勢であるように思われる。

h-1 国家の自立性と權威性を象徴する威信財であると同時に、藤原京で生活する都市民の經濟生活を支えるために実質的な機能を備えた通貨として発行された⁽⁸⁾。

h-2 新都造営は富本錢発行以前の天武五年から始まっているため、富本錢発行の目的を造営費用捻出のためだけに限定する考えには無理がある⁽⁹⁾(② i 説批判)。

i-1 政治的・思想的な理由だけでなく、藤原京造営事業などの天武天皇の国家構想事業に関わる支払い手段である⁽¹⁰⁾。

i-2 和同開珎の流通にはいくつかの段階があり、当初は積極的な流通政策が見られないが、これは平城京造営のための支払い手段として用いただけだったためである。これと同様に、富本錢が藤原京造営の支払い手段として用いられたのであれば、流通政策を出す必要はなかつた⁽¹¹⁾(① f 説批判)。

j 銀錢に替え銅錢を用いるよう命じた天武一二年四月第一詔の三日後に、銀の使用は認めるといふ詔(第二詔)が出されたことから、自然発生的に生じた地金の銀の貨幣的流通に国家が発行した銅錢を入れ替える政策は実現されなかつたと考える。つまり、富本錢を流通貨幣にする目標はあつたが達成できなかった⁽¹²⁾。

k 大宝令に記された大藏卿の職掌に錢のことが規定されていた可能性がある。また、大宝雜律に私鑄錢条があり、これは富本錢を対

象にしている。私鑄銭を禁止するのは私鑄銭に利益があるからであり、富本錢が製造コストよりも高い公定価値を有していた通貨であったためである。¹³

l 飛鳥池工房遺跡から富本錢が出土するより以前の発掘調査で、「二文」と読める大宝年間の木簡が出土しており、富本錢流通貨幣説以前に和同開珎以前の貨幣の流通があった可能性が指摘されていた¹⁴（ただし、これには後述する藤原京左京七条一坊西南坪から出土した一四八〇号木簡の内容から、「二文」が無文銀銭を意味する可能性を指摘する批判がある¹⁵）。

m 富本錢の発行量は、飛鳥池工房遺跡で出土した銅の量から判明するだけで一万枚以上ということであり、実際の発行量はさらに増える¹⁶（①d説批判）。

次の説は、当初は富本錢を流通貨幣にすることを意図していたが、流通に失敗したために厭勝銭的に使用されたとするものである¹⁷。

n-1 藤原京左京七条一坊西南坪出土の一四八〇号木簡によつて、大宝元年（七〇一）から二年頃に官司が富本錢ではなく銀や布を価値尺度として用いており、富本錢を流通貨幣にするこ
とは失敗したことが分かる。そのため、天武一二年四月第二
詔が命じる銀の使用継続は、富本錢流通失敗を意味する。
n-2 持統・文武朝における鑄銭司任命は、天武の意向を形式的に

引き継ぎ、主として国家の鑄造権を名分論的に明示するためのものである。この段階では、国家自身が富本錢を貨幣として期待しておらず、厭勝銭として用いたに過ぎない。

n-3 藤原宮大極殿院から出土した地鎮具としての富本錢も厭勝銭的な使い方である。この富本錢の字体が飛鳥池工房遺跡出土の富本錢の字体と異なることは、失敗した天武朝の富本錢をそのまま鑄造することを避けたためである。

③ 統治理念の表象とみる説

これは、錢貨そのものの発行意義や富本錢の錢文の意味などから、厭勝銭や流通貨幣としてよりも、国家的威信財・国家を象徴するものとしての意義を重視する見解である。

o-1 厭勝銭説は出土状態からの判断に過ぎず、流通貨幣説も流通実態や流通政策がみられないことから疑問である。富本錢は対外的に国家の象徴物として発行されたのであり、国内的にも国家の支配を象徴するものとして使用されるようになった¹⁸。発行が行われることの宣言だった¹⁹。

p 流通貨幣としての意義を認めた上で、国家的イデオロギーとしての面を強調する。富本錢の錢文に込められたイデオロギーは、富本錢の発行そのものによって理念的に実現されるものであり、流

通政策がみえないことは不審ではない。⁽²⁰⁾

以上を整理すれば、①厭勝銭説は、当時の流通経済の未発達、特殊な銭文、流通政策や流通実態のなさ、発行量の少なさ等を根拠としている。

一方の②流通貨幣説は、富本銭の銭文は特殊ではあるものの、「富本」の意味から通貨として発行されたこと、実際に流通したかは別として発行目的としては流通貨幣を目指していたこと、発行量は飛鳥池工房遺跡で判明しているだけで一万枚以上でありさらに増えることを根拠に、厭勝銭的な使われ方は流通貨幣の使用法の一側面に過ぎないと論じる。

これまでの議論により、①説は、②説の論じる富本銭の発行目的と流通実態とを切り離して考えるべきという説明にほぼ飲み込まれているように思われる。ただし、①c説の、銭文だから流通貨幣と判断することはできないという批判は、なお有効性を保っている。そのために、流通政策のなさについての疑問から、国家の支配を象徴する機能が第一義とする③o説も提示されてきたのだろう。

しかし近年、松村氏によって七世紀の貨幣単位についての研究が発表され、それによると、天武朝前半の木簡には「秤」が銀、「机」が布の計数単位として使用されていたが、七世紀末になると銭の計数単位である「文」字が使用されるようになるという。そして、松

村氏はこの変化を、天武一二年の銅銭使用令によるものとしている。⁽²¹⁾この説が認められるならば、天武一二年の銅銭使用令が富本銭の流通政策を意味しないという①e説は成立しないことになる。そしてこの説は、銭文以外の観点から、富本銭が流通貨幣として発行されたことを傍証するものになると思われる。

このように、現状では富本銭の発行主体はそれを流通貨幣にする意図をもっていたとする説が有力であると思われる。

他方で、③統治理念の表象とする説は、②説の弱点である流通政策や流通実態のなさを重視し、統治理念の表象としての面を強調するものである。ただし、n説以外の②説も、もとより富本銭に統治理念の表象としての意義を認めていることから、③p説はどちらに重点を置くかという差異があるのみである。しかし、②n説でも取り上げられた一四八〇号木簡(後述)の出土により、少なくとも大宝年間には富本銭に流通貨幣としての実態を認めにくい状況になってきており、富本銭発行について流通貨幣以外の点に強い意義を見出したことを重視して、③説という分類を設けた。

筆者は、大きくは③p説と同様の立場をとる。それは、富本銭の銭文と天武朝の政策との関係を重視し、天武朝における富本銭発行当初の目的に、それを体裁上は流通貨幣にする意図があったと考えるためである。しかし、これまでの議論では、富本銭の銭文が古代中国の統治理念からとられたものということは明らかにされていた

が、それを天武の統治理念として具体的に位置付けることまではできていなかった。ここに、天武がどのような意図で富本錢を発行したかを論じきれない要因があった。そこで、次節ではこの点について考察を加える。

また、これまで天武・持統・文武朝における富本錢発行目的に時期差を論じるものは少なかった。これは持統・文武朝の鑄錢司任命についての議論が進んでいなかったためである。この点については、持統・文武朝における鑄錢司任命をとおして第三節で述べる。

二、富本錢の錢文と天武朝の政策

富本錢の錢文の意味については、松村恵司氏の説が定説的位置を占めている²²。松村氏は、富本錢の錢文にみられる「富本」は、後漢の光武帝の時に五銖錢を復興させた際の馬援の上申「富国之本、在於食貨」、宜^三如^レ旧^レ鑄^三五銖錢。帝從^レ之。於是復鑄^三五銖錢、天下以為^レ便。」（『晋書』食貨志）、「富民之本、在於食貨。」（『芸文類聚』東觀漢記）によるものとする。これは、富国・富民が国政の基本であり、その根本が食と貨にあるとする『書経』にもみえる中国古代の統治理念である。食物の充足、貨幣の流通によって物資が行きわたることによって、国力が充実して民が豊かになり、教化が達成できるという。このような啓蒙的な統治理念が「富本」の錢文

に込められているとする。

また、富本錢の錢面の左右に配された七つの点は、日・月・木・火・土・金・水を総称する陰陽五行の「七曜」に基づくとしている。そして円形方孔の錢形は天円地方を象徴し、さらに乾坤をかたどるものという考えにより、陰陽五行の調和のとれた姿を表すという。その上で、上に陽儀、下に陰儀、その間に土を置き、火・金・水・木をその周囲に配した両儀四象生成図が富本錢の「七曜」と一致するとして、陰陽五行のシンボルとして七曜文が採用されたという。

松村氏の「富本」「七曜」の解釈に対しては、異説もある。藤井一二氏は、『大戴礼記』子張問入官の記述「故君子南面臨^レ官、貴而不^レ驕、富恭有^レ本。」も君主の治世理念に関わるものと指摘する²³。また、東野治之氏も、王勇氏の説から『管子』の「吾、欲^三富^レ本而豊^三五穀。可乎」という記事を紹介するが、本を富まして五穀を豊かにするという理念は、続く文章で否定されており、やや不適切であることを述べている²⁴。これらの諸説もあるが、松村氏があげる史料は、錢貨発行にまつわるものとして蓋然性が高いと考える。

藤井氏は「七曜」についても、北斗七星や東方・西方七宿の可能性を提示する²⁵。さらに、櫻井久之氏は、「七曜」について、昴宿の可能性を指摘している²⁶。ただし、これらはいずれも陰陽五行説に関わりのあるものであり、仮にこれらの説を採るとしても、大きくは陰陽五行説との関わりを論じる松村説に近しい。以上のことから、

本稿では「富本」については松村説に依拠し、「七曜」についても大きくは陰陽五行説に基づくものと考えておく。

右のような富本銭の銭文の意味は、これまで大枠で天武の政治思想を示したものとして捉えられてきた。また、銭貨の発行そのものについても、天武による国家構想、すなわち都城の造営、律令の撰定、史書の編纂という国家としての形を整える事業の一環として導入されたものという指摘はあった⁽²⁷⁾。しかし、富本銭の銭文と天武朝の具体的な政策との関係を論じたものは少ない。

これまでに富本銭の銭文と天武朝の思想との関連を指摘したものとしては、金沢悦男氏や上田正昭氏による研究がある。

金沢氏は、仁徳紀七年四月条の「今百姓貧乏、則朕貧也、百姓富之、則朕富也。未_レ之有_二百姓富之君貧_一矣。」という記述から、『日本書紀』編纂時における国家の統治理念に、百姓が富んでこそ君主も富むという考えがみえること、『古事記』序文の天武の治世についての記述に「乗_二一氣之正_一、齊_二五行之序_一。」とあり、天武が陰陽五行を重視していたことを指摘する。また、天武が祥瑞の出現を示して寿いだ天武一二年正月詔に着目し、これを天武が天命思想に依拠して祥瑞の出現を自らの支配の正統性に結びつけようとしたものとする。そして「富本」「七曜」が徳治思想と天人相応の帝王観を強く表現していることをあわせ考えて、一二年正月詔は富本銭を発行し、使用を命ずるに至る天武の思想性を如実に反映していると

いう⁽²⁸⁾。

上田氏は、「七曜」について、壬申の乱についての記紀やそれにかかわる万葉歌から、天武が陰陽五行説を重視したとされていることに触れ、その思想性と「七曜」との関連を指摘する⁽²⁹⁾。

以上の「富本」「七曜」についての両氏の指摘は、『日本書紀』編纂時における理想的な君主の統治理念、そして、天武と陰陽五行説との密接な関係から富本銭の銭文を理解しようとしたものである。しかし、ここでも天武朝の具体的な政策と「富本」「七曜」との関連は論じられていない。そのため、富本銭の銭文は、大まかに天武朝頃の思想と関わりがあるという程度にしか認識できなかった。

しかし、富本銭が「天武が理想とする君主主導の国家統治をイデオロギー的に象徴する」もの⁽³⁰⁾、また、当該期における「国家の支配を象徴するもの」であったというのなら、その銭文の意味と天武の諸政策との具体的な関係を指摘するべきである。富本銭の銭文中に国古代の統治理念に関係する可能性のある文言があったからといって、それをただちに天武の統治理念の表象とすることはできない。ここに、現状の銭文の理解からでは、「富本」「七曜」が単なる吉祥句のようなものであり厭勝銭であったという可能性を否定しきれない要因がある。

そこで以下では、『日本書紀』等からうかがえる天武の政策等から、富本銭の銭文との具体的な関係性がうかがえる事例を確認する。

まず「富本」と天武の政策については、天武朝における「富本」に関わる統治理念が発露したと思われる天武九年十一月詔があげられる。

【史料一】『日本書紀』天武九年十一月戊寅条

詔百官曰、若有利国家寛百姓之術者、詣闕親申。則詞合於理、立為法則。

この詔は、国家に利をもたらし百姓を豊かにする方法を、広く百官から募ったものである。この詔と馬援の上申「富国之本、在於食貨」、宜如旧鑄五銖錢、天下以為便。』（『晋書』食貨志）「富民之本、在於食貨」（『芸文類聚』東觀漢記）にみえる「富国」「富民」という統治の理念との関係が想起される。しかし、馬援の事例では「富国」「富民」はそれぞれ別の史料に現れており、両者を一体的に理解することは難しい。そこで参照すべき史料が、松村氏も馬援の上申との関係で指摘している『漢書』食貨志である。

【史料二】『漢書』食貨志 洪範

洪範八政、一曰食、二曰貨。食謂農殖嘉穀可食之物、貨謂布帛可衣、及金刀龜貝、所以分財布利通有無者也。二者、生民之本、興自神農之世。（中略）食足貨通、然後国実民富、而教化成。

ここにみえる理念は、食物が充足し、貨幣が行き渡ることによって、国も民も富むというものである。松村氏は、馬援の上申にみえ

る「富国」「富民」の理念の根本はここにあると述べる。このように、食だけでなく貨幣政策によって国内の流通経済を発展させることで、最終的に国も民も富ませるといふ統治理念は、天武九年十一月詔で示された国家と百姓双方の利益の追求という、天武の政策方針に合致するものである。その意味で、天武九年十一月詔は、まさに『漢書』食貨志と同根の統治理念・方針から発現したものであったと評価でき、さらに、同じく『漢書』食貨志と同根の理念から「富本」の銭文も理解できるのである。

さらに、この詔が出された天武九年という年次に注目したい。富本錢を鑄造した飛鳥池工房遺跡にあった工房（以下、飛鳥池工房と表記する）の操業開始は、早ければ天武七年頃とされる。飛鳥池工房に設置された炉が密集する地区は、上層・中層・下層の三時期に区分されており、富本錢の鑄造は、そのうち下層工房期、つまり最も早い段階に存在した³³。そのため、飛鳥池工房における富本錢の鑄造は早ければ天武七年頃に始まり、銅錢の使用を命じた天武一二年には、遅くとも一定量が生産されていたと考えられる。以上のように考えれば、天武九年は富本錢が初鑄された前後の時期にあたる。

このように、詔が出された時期の観点からも、富本錢の「富本」が天武の統治理念の表象であったことは疑いない。天武九年十一月詔は、有用な提案があれば法として採用すると述べることから、翌年に始まる浄御原令の撰定に関わる可能性も指摘されている³⁴。仮に

そうだとすれば、天武九年一月詔は天武の統治理念の根幹をなすものと評価できる。その統治理念を表すものとして採用されたのが「富本」の銭文だったのである。

次に、「七曜」と天武朝の政策の関係について述べる。

【史料三】『古事記』序文

(前略) 暨_レ飛鳥清原大宮御_二大八州_一天皇御世_上、(中略) 皇輿忽駕、凌_二度山川_一。六師雷震、三軍電逝、杖_レ矛拳_レ威、猛士烟起。絳_レ旗耀_レ兵、凶徒瓦解。(後略)

【史料四】『日本書紀』天武元年七月辛卯条

(前略) 恐_レ其衆与_二近江師_一難_レ別。以_二赤色_一著_二衣上_一。(後略)

【史料五】『日本書紀』天武元年七月甲午条

(前略) 則畏_レ己卒与_二足摩侶衆_一難_レ別。以_レ每人令_レ言_レ金。仍拔_レ刀而段_レ之、非_レ言_レ金乃斬耳。於是足摩侶衆悉乱_レ之、事忽起不_レ知_レ所為。唯足摩侶聴_レ知之、独_レ言_レ金以_レ僅得_レ免。(後略)

【史料六】『万葉集』卷二一九九番歌(抜粹³⁵)

(前略) 諸人の おびゆるまでに(一は云はく、聞き惑ふまで) 捧げたる 幡の靡は 冬ごもり 春さり来れば 野ごことに 着きてある火の(一は云はく、冬ごもり 春野焼く火の) 風の 共 靡くがごとく(後略)

(諸人之 協流麻侶尔(二云、聞惑麻泥) 指擧有 幡之靡者 冬木成 春去来者 野毎 著而有火之(一云、冬木成 春野

焼火乃) 風之共 靡如久)

右の史料の多くは、上田氏の論でも触れられているものであるが、天武が自身を漢の高祖になぞらえて、五行説に基づく「火徳」を重んじたことは、上田氏以前にも、井上通泰氏や坂本太郎氏ら多くの論者によって多数の指摘があった³⁶。史料四は、壬申の乱において大海人軍が敵味方識別のために自軍の兵に赤色をつけさせた³⁷とあり、これは漢の高祖が赤い旗幟を用いたとする『漢書』の記述を意識したものである³⁷。

また、史料三『古事記』序文の「絳旗」は赤色の旗を意味している。さらに、大海人軍を率いた高市皇子の挽歌(史料六)にみえる壬申の乱の際の様子とみられる表現も、大海人軍の旗のなびきが野火の風になびくようであるというものであり、これが壬申の乱における大海人軍と火徳(赤色)との結びつきを表している³⁸とされている。

さらにまた、史料五からは、壬申の乱における近江朝廷側の合言葉が「金」であったことがわかる。五行説では、火徳は金徳に勝つものとされており、この記事は天武の火徳に対する近江朝廷の金徳を想起させるものであると指摘されている³⁹。

王朝を火徳や金徳とすることは、五行説に基づいている。『淮南子』墜形訓には、「木勝_レ土、土勝_レ水、水勝_レ火、火勝_レ金、金勝_レ木」とある。壬申紀からうかがえる、金徳の近江朝廷を終わらせて天武が火徳の王朝を建てたという意識は、この考えに則っていると思わ

れる。

もちろん、これらの事例で天武が直接に意識したのは漢の高祖ではあるが、天武四年正月に陰陽寮を設置し、占星台を建設したことから、陰陽五行説そのものへの関心も高かったと考えられる。こうした陰陽五行説については、『淮南子』天文訓に「人主之情、上通于天^①。故誅暴則多飄風^②、枉法令則多蟲螟^③、殺不辜則国赤地、令不収則多淫雨^④。」とあり、飯島忠夫氏は、これを「天下に君臨する王者の心は天に感通するもので、政治の善悪は直に自然界の現象を左右する力がある。」とする^⑤。

このような、自然現象をも王者の徳の表れとする陰陽五行説を天武が重視したこと、政策的な表れとして、天武朝から継続して行われる天候不順への対策があげられる。古代国家における祈雨祭祀は、天武朝から継続して行われていると指摘される^⑥。そして、このような状況と深く関わりを持つのが、広瀬大忌祭と龍田風神祭である。広瀬・龍田二祭は、天武四年四月にみえる祭祀記録が初見であり、この時に創始されたと考えられている^⑦。広瀬祭は、山から流れる豊かな水により稲の実りを祈念するものであり、龍田祭は、大和国に西から暴風が吹き込む地を祀ることで、五穀豊穡を願ったものとされる^⑧。こうした祭祀を行うことで、天武は風雨順序を願ったのである^⑨。また、塩川哲朗氏は、神を祀ることによって災害を鎮めるという龍田風神祭祀詞にみえる祭祀の起源神話から、天武が天下の

公民の生産や天下の災害に対して責任を負っていたという^⑩。

これらの事例から考えれば、金沢氏が指摘した祥瑞を寿ぐ天命思想との対応関係からも、政治の善悪が自然現象にも影響するという陰陽五行説を意識して、天武が当時の天候不順に意を払っていたことは確かであろう。もちろん、民生の安定を図るのは国政の基本であり、全てが陰陽五行説に由来するものとはいえないが、一定の影響関係にあったと考えられる。

以上、「富本」「七曜」の意味が、天武の具体的な政策からうかがわれる統治理念と密接に関連していることを、先学に導かれながら確認した。天武は、天武九年一月詔にみえるように、国家と百姓双方の利益の実現を重視する立場を示していた。これは、「富本」の理念とみられる、貨幣の流通による民の生活の安定とそれによる国力の充実という中国古代の統治理念に通じるものである。

また、天武朝以降、古代国家は天候不順を祈雨等によって解決することを継続して志向するようになる。風雨順序による五穀豊穡を実現することは、天武が重視した陰陽五行説から考えても、王者としての課題であった。「七曜」は、陰陽五行の調和によって治世の安定への願いを込めたものであったと評価できよう。このように、富本錢の銭文は、天武朝の諸政策からうかがえる天武の統治理念と合致することから、天武の統治理念を表象したものであるとしての性格が強くあつたことは疑いない。

さらに、天武九年一月詔の内容と「富本」の理念の共通性から、「富本」の語が、富国・富民の本が食と貨であるという理念を深く理解した上で銭文に用いられたとするならば、富本銭は「富本」の理念である貨幣政策に関わるものとして発行されたものと考えざるをえない。「富本」が流通貨幣を志向した文言であるならば、富本銭が流通貨幣になつてはじめて、流通経済の発展によつて国も民も富ませるといふ「富本」および天武九年一月詔の理念を示すことができるためである。このことから、富本銭は、天武の意図としては流通貨幣になるべき銭貨であつたと考えられる。

しかし同時に、天武朝における富本銭流通が失敗したことは、次の史料に対する諸先学の成果から明らかであろう。

【史料七】『日本書紀』天武二年四月壬申条(第一詔)

詔曰、自今以後、必用銅銭、莫用銀銭。

【史料八】『日本書紀』天武二年四月乙亥条(第二詔)

詔曰、用銀莫止。

第一詔では、既に価値尺度として流通していた無文銀銭に替えて富本銭を用いよと命じている。無文銀銭の流通実態を疑問視する説もあつたが、次節で紹介する一四八〇号木簡にみえるように、大宝年間に銀は他の物品との交換に際して価値基準として利用されていたのであり、流通量はおくとしても、無文銀銭には流通貨幣としての機能を認めて良い。

無文銀銭が流通貨幣であつたならば、富本銭と無文銀銭の入れ替えを宣言した第一詔によつて、富本銭は流通貨幣としての体裁を持たされたことになる。しかし、わずか三日後の第二詔によつて、銀の使用そのものは停止されないことになる。第二詔の理解については、無文銀銭は銀の地金価値で流通していた秤量貨幣であるため、貨幣としての使用を禁じられても銀そのものとして利用できる。そのため、第二詔では「銀銭」ではなく「銀」の使用を許可することで、実質的に無文銀銭の使用を黙認したという解釈が妥当であろう。これによつて、富本銭は流通貨幣を目指しながらも、その目的を達成できなかったと評価されている。

しかし、富本銭の流通が軌道に乗らなかつたとしても、富本銭は流通貨幣としての体裁を失うことはなかつた。それは、第二詔で「銀銭」ではなく「銀」の使用のみを許可したことにより、富本銭には流通貨幣としての体裁が残されたためである。流通貨幣の体裁を保ち続けさえすれば、富本銭のもつ統治理念の表象としての一面は機能し続ける。そうすることで、「富本」に込められた理念を形式的には国内に示すことができ、名目貨幣である富本銭の無理な導入によつて銀や布などの実物貨幣の流通を妨げることもないため、貨幣の流通という「富本」の理念を崩すような本末転倒の事態も防ぐことができる。

以上の検討が正しければ、天武は富本銭発行にあたつて、流通貨

使われたとは考え難いとし、これらを七世紀末における富本銭の流通を示す資料として再評価すべきことを論じた。この事例からすれば、一四八〇号木簡と近い年代に富本銭が流通していた可能性があることになる。ただし、これらの木簡の出土地点は、飛鳥池工房の北側に塀を隔てて隣接する飛鳥寺関連施設とみられる場所である。富本銭鑄造工房の近くというだけでなく、天武朝における「珍宝」奉獻記事がみられる飛鳥寺という寺院の特殊性からも、この場所で富本銭の単位を書いた木簡が出土したことをもって、富本銭が一般に流通していたと直ちに見做して良いかは判断が難しい。

以上のことから、現状では、持統・文武朝において富本銭の流通が全くなかったとはいえないものの、一般的な流通は限られていたと考える方が妥当であろう。

このように、富本銭の貨幣的流通が限られている状況下で持統・文武朝の鑄銭司任命が行われたとすれば、それがどのような意味をもっていたかは、天武朝の富本銭発行とは別に考えるべきである。

森明彦氏は、一四八〇号木簡から、天武は富本銭を流通貨幣にすることを目指しながらも失敗したとする。その上で、持統・文武朝における鑄銭司任命は、天武の意向を形式的に引き継ぎ、主として国家の鑄造権を名分論的に明示する機能のためだけに鑄造されたもので、この段階では国家自身が厭勝銭として用いただけとする⁽³²⁾。

これとは対照的に、江草氏は持統・文武朝における鑄銭司任命の

意義を積極的に評価して、次のように述べている⁽³³⁾。

天武朝から持統朝にかけては、飛鳥池工房で他の製品の製作と一体的に鑄銭されていたが、これを改め、鑄銭を専門とする独立官司を設置したのが持統・文武朝の鑄銭司任命である⁽³⁴⁾。

文武朝の鑄銭司設置記事に「始置鑄銭司」とあることから、この鑄銭司は継続的な鑄造を管理するものではなく、各天皇の治世を示す象徴物の鑄造のために設置された官司である。

持統・文武朝における錢貨発行は、天皇の代替わりごとに行われることが宣言されていた。

筆者も、ウの結論の部分では、江草氏と同様に考える。それは、前節で述べたように、富本銭には統治理念の表象としての意義があったと考えるが、森説ではこうした富本銭の意義が捨象されているためである。また、森氏は、持統・文武朝の鑄銭司が失敗した貨幣を形式的に発行するための官司であったとするが、後述するように、持統・文武朝の鑄銭司はより実質的な役割をもたされた官司だったと考えられる。しかし、持統・文武朝の鑄銭司の内実については、江草氏の論だけでは説明しきれっていない課題がある。そのため、この点について筆者の考えを述べる。

江草氏が文武朝の鑄銭司任命を「継続的な鑄造を管理するものではなく、各天皇(大王)の治世を示すモノとして、すなわち「象徴物」として鑄造するために任命された」とする論拠は、文武朝の鑄

錢司任命の際に、持統朝にも鑄錢司任命があったにも関わらず「始置『鑄錢司』」と記されることにあるように受け取れる。江草氏の説明は簡略なものであり真意を汲み取りにくいが、おそらく持統朝の鑄錢司が一度は機能を停止し、文武朝において再置されたと考えているように思われる。

右のような解釈が正しければ、江草氏の説明には二点の課題がある。一つは、「始置『鑄錢司』」という文武三年の鑄錢司任命記事だから、この時期の鑄錢司が断続的なものであったと断定することは難しいこと。もう一つは、持統・文武朝それぞれに鑄錢司の任命記事があることだけでは、各天皇の治世を示すために鑄錢司が任命されたと説明するには不十分であることである。

一点目の課題には、飛鳥池工房における鑄錢体制がいつまで続いたのかという点に絡んで、鑄錢司が天武朝から継続して存在していた可能性を排除しきれないという事情がある。

飛鳥池工房は、天武七年頃から操業を始め、藤原遷都から八世紀初頭頃に本格的な操業を終えたとされている。⁵⁶⁾このうち、富本錢の鑄込み作業を行っていた炉は、下層・中層・上層の三時期の地層に分かれる炉跡群のうちの下層にあり、中層・上層工房期には鉄製品の鍛造が行われていた。⁵⁶⁾上層工房面に対応する炭層二からは、「丁亥年」（持統元年）の年紀のある木簡が出土していることから、間に中層を挟んだ下層工房の終期は天武朝後半から末年ということに

なろう。こうした点から、天武朝には富本錢の鑄造が終了していたと考える見解も提出されていた。⁵⁷⁾

しかし、同遺跡の発掘調査に従事した論者からは、富本錢の生産は持統朝まで継続したと論じられる。⁵⁸⁾おそらくこれは、中層・上層工房面に対応する炭層三・二から最も多い富本錢が出土したことによるのであろう。そうすると、少なくとも富本錢の研磨作業等は持統朝まで継続したことになり、また、調査区外に富本錢の鑄込み作業をする炉が移転した可能性も残されることになる。

おそらくはこうしたことから、鑄錢司が天武朝から文武朝まで継続して飛鳥池工房に置かれ、和同開珎の発行に伴って別の場所に移った可能性も提示されているのであろう。⁵⁹⁾このため、江草氏による持統・文武朝の鑄錢司の性格を「継続的な鑄造を管理するものではなく」とする見解は、仮に鑄錢司が天武朝から継続して存在していたとした場合についての、さらなる説明が必要である。

この点について筆者は、持統・文武朝の鑄錢司任命と元明朝・仲麻呂政権期・桓武朝の鑄錢司任命のあり方との共通性から、持統・文武朝の鑄錢司任命は、鑄錢司の機構が継続していたか否かに関わらず、新天皇が新鑄錢司を任命することを重視していたものと考えられる。これは、先に指摘した二点目の課題、すなわち、持統・文武朝それぞれの鑄錢司任命記事だけから、それが各天皇の統治を象徴するものと判断して良いのかという課題をも、同時に解決するもので

ある。以下、持統・文武朝の鑄銭司の経歴を検討し、あわせて元明朝・仲麻呂政権期・桓武朝の鑄銭司任命のあり方について検討する。

持統・文武朝の鑄銭司の経歴を詳しくみていくと、将来を囑望されていたであろう人物や、後に国政の中枢に参画した人物が中心になっただけでなく、将来を囑望されていることに気がつく。

持統八年に鑄銭司に任命された大宅麻呂は、同三年に判事に任命されている。この時同じく判事になった人物には、竹田王・土師根麻呂・藤原史(不比等)・当麻桜井・穂積山守・中臣臣麻呂(意美麻呂)・巨勢多益須・大三輪安麻呂らがあり、不比等はいくまでもないが、後に国政の中心を担った人物が多い。長谷山彰氏によれば、この時の判事は諸王や伝統的な大和の豪族出身者で、その後全員が五位以上に昇叙し、中臣意美麻呂・巨勢多益須・大神安麻呂らは神祇伯や八省卿に就いている。また、宝亀年間までの判事・大判事は、律令官人として将来の昇進が期待できる有望な官人が任命される慣例ができていたとする⁶⁰⁾。以上のことから、持統三年の判事任命者も、有力豪族出身の有望な人材が登用されたもので、大宅麻呂もその列に連なっていたと考えられよう。

また、黄書本実(持統崩御に際して作殯宮司に任命されている)の役職をもって本実が持統の侍臣だったとは評価できないが、この任官は実務官僚としての優秀さを示唆するものである。さらに、文武三年の中臣意美麻呂は、先述の持統三年の判事としても名がみ

える人物であり、慶雲二年(七〇五)に左大弁、和銅元年には神祇伯・中納言となり、元明天皇の御前に知太政官事の穂積親王や左右大臣ら八名とともに召され、その公平さを讃えられ、以後の努力と子孫にいたるまでの供奉を言い渡されている。

以上の事例から、台八嶋には不明な点を残すが、持統・文武朝の鑄銭司は、官位の高さだけでなく、将来を期待された官人や優秀な人物が任命されていることがわかる。

こうした持統・文武朝の鑄銭司任命は、元明朝、仲麻呂政権期、桓武朝の鑄銭司任命と近い性格があるように思われる。利光三津夫氏は、鑄銭司は「時の権力者の派閥内の人物が配置され、権力者の交代がただちにこの官の任命に直結されている」と説く⁶¹⁾。利光氏によれば、仲麻呂政権下で任命された鑄銭司官人である文馬養・茨田枚野・石川豊麻呂は、仲麻呂の乱以降の官歴が途絶または中絶しており、仲麻呂が自派の者を登用し、鑄銭を支配したとする。また、利光氏は、この時の仲麻呂による新銭発行は、権力誇示と王朝安泰を意図した政治的なものであったと評価する⁶²⁾。高橋照彦氏も、仲麻呂の新銭発行については、経済的意義よりも文化的・政治的意味を重視している⁶³⁾。

さらに、江草氏は、延暦期の鑄銭司廃止は桓武天皇による「旧王朝」との決別を意味し、その後の鑄銭司の再置によって「新王朝」による新銭発行がなされた⁶⁴⁾と説く。

そこで筆者は、利光氏による鑄銭司人事の政治性と江草氏による桓武朝の鑄銭司政策における政治性という視点を継承し、和同開珎を発行した元明朝の鑄銭司、および桓武朝の鑄銭司再置時に任命された鑄銭司長官の経歴に注目する（表一）。

和銅元年（七〇八）、催鑄銭司の設置に伴って任命された多治比三宅麻呂は、前年の文武崩御に際して御装束司に任じられ、催鑄銭司を勤めた後に左大弁や民部卿となり、『公卿補任』には、養老五年（七二一）に参議として名がみえる。新銭発行にあたって将来有望な人物が選ばれたことがわかる。

桓武朝の事例では、桓武が鑄銭司を再置した際に長官に任命された多治比乙安は、光仁上皇の崩御に際して作路司に任じられ、さらに、称徳朝に鑄銭司の次官を勤めていた。鑄銭司次官であった神護景曇二年（七六四）には、働きぶりが讃えられて昇叙されていることから、優秀で時の天皇からの信任もあり、鑄銭司官人としての実務経験も備えた人物であった。

一方、元明朝・仲麻呂政権期・桓武朝のように、鑄銭司人事に政治的な意味が込められていたとみられる時期とは対照的に、和同開珎の発行以後、仲麻呂が鑄銭司を任命して新銭を発行するまでは、鑄銭司長官人事は天平一三年（七四一）に多治比家主の事例がみられるだけで、ほぼ記録に残らない。このことから、元正朝から孝謙朝までは既に発行されている銭貨を引き継ぐという意識が強く、鑄

天皇 (即位年)	和暦	西暦	月	鑄銭司		銭貨発行	備考	出典
				長官	次官			
持統 (690) ※称制 687	持統 8	694	3					『日本書紀』
文武 (697)	文武 3	699	12	中臣朝臣意美麻呂			「始置鑄銭司」	『統日本紀』
元明 (707)	和銅元	708	2		多治比真人三宅麻呂(任)		催鑄銭司の設置	『統日本紀』
			5			和同開珎銀銭		『統日本紀』
			8			和同開珎銅銭		『統日本紀』
※元正 (715)	記事なし							
聖武 (724)	天平 7	735	閏 11				鑄銭司の増置	『統日本紀』
	天平 13	741	8	多治比真人家主 (任)				『統日本紀』
孝謙 (749)	天平宝字元	757	6	文忌寸馬養 (任)				『統日本紀』
淳仁 (758)	天平宝字 4	760	3			開基勝宝 (金銭) 大平元宝 (銀銭) 万年通宝 (銅銭)		『統日本紀』
	天平宝字 5	761	正		茨田宿祢枚野 (任)			『統日本紀』
	天平宝字 7	763	正	石川朝臣豊麻呂 (任)				『統日本紀』
称徳 (764)	天平神護元	765	九			神功開宝		『統日本紀』
	神護景雲元	767	2		吉備朝臣真事(員外次官・任)			『統日本紀』
		12		阿倍朝臣三泉 (任)			田原鑄銭司	『統日本紀』
	神護景雲 2	768	5	阿倍朝臣清成 (現)	多治比真人乙安 (現)		勤仕による昇叙	『統日本紀』
	神護景雲 3	769	3	阿倍朝臣清成 (任)			田原鑄銭司	『統日本紀』
光仁 (770)	宝亀 2	771	7		石川朝臣諸足 (任)			『統日本紀』
	宝亀 5	774	9		丹比宿祢真繼 (任)			『統日本紀』
	宝亀 7	776	12	小野朝臣石根 (現)				『統日本紀』
	宝亀 8	777	10		紀朝臣門守 (任)			『統日本紀』
桓武 (781)	延暦元	782	2	中臣朝臣鷹主 (任)				『統日本紀』
		4					鑄銭司廃止	『統日本紀』
	延暦 9	790	10				鑄銭司再置	『統日本紀』
				多治比真人乙安 (任)				『統日本紀』
	延暦 15	796	11			隆平永宝		『日本後紀』
	延暦 16	797	2		田口朝臣息継 (任)			『日本後紀』

※註 64 江草論文の表を参考に作成
 (桓武朝までの記録に天皇名と即位年を加え、任命・新銭発行関連記事以外の記事を削除したほか、史料に基づいて若干改めた箇所がある)

表一 持統～桓武朝の鑄銭司人事と主な鑄銭政策

錢司人事に政治性を持たせる意識は弱かったものと思われる。実質的な流通貨幣として機能した初の鑄造貨幣である和同開珎の場合は、新たな鑄錢体制の構築により新天皇即位を国内に示す支配の具としてより、流通貨幣としての機能に重点が置かれていたのではないだろうか。

このように、新錢の発行を行った元明朝、政治的な新錢発行を行った仲麻呂政権期、そして鑄錢政策を「旧王朝」と「新王朝」の決別というイデオロギーの発露として用いたとも評価される桓武朝の鑄錢司人事は、有望かつ優秀な官人や天皇からの信任のある官人を任命していたという点で、持統・文武朝の鑄錢司人事に近しい。他方で、新錢が発行されることもなく、「王朝」の交替が意識されたわけでもない元正朝以降の奈良時代前半の鑄錢司任命は、他の時期に比べて記録が乏しい。

有望な官人を鑄錢司に任命した持統・文武朝と元明朝・仲麻呂政権期・桓武朝の錢貨政策を比較すると、持統・文武朝以外の場合には、新錢発行や「新王朝」の確立といった明確な政治的意図が存在したという特徴があり、有望な官人の登用という手段と目的が合致している。一方の持統・文武朝には、有望な官人を鑄錢司に配置しておきながら、新錢の発行も「新王朝」の樹立もなかった。このことは、持統・文武朝の鑄錢司任命には、それらに代わる政治的使命があったことを示唆するのではないか。その政治的使命とは、天武

朝の富本錢がもっていた意義と関わりがあると考えるべきであろう。すなわち、天武の統治理念の表象としての機能をもっていた富本錢を、新天皇が任命した新たな鑄錢司が発行することで、富本錢の示す統治理念を新天皇が引き継ぐことを表明することが、持統・文武朝の鑄錢司の役割だったと考えられる。そしてこの場合、鑄錢司が天武朝や持統朝から継続して存在していたか否かは重要ではない。新たな天皇が新たな鑄錢司を任命して錢貨を発行することこそが重要であったと思われる。

以上をふまえて、持統・文武朝の富本錢の発行目的を整理すると、次のように考えられる。まず、一四八〇号木簡から、大宝年間には既に官司でさえ富本錢を価値基準として用いておらず、富本錢が流通していたとしても極めて限られていたと推測される。このような状況では、富本錢に流通貨幣としての役割を期待しないこと、さらに、政府としてその利用を前面に出さないという姿勢は、文武三年には決定していたと考えられる。

それにもかかわらず、文武三年に富本錢発行のための鑄錢司が任命されたのは、やはり天武の統治理念を引き継ぎ、それを具象化するものとして富本錢を発行するためであったと考えるべきである。この時の鑄錢司として、判事経験者で後に神祇伯・中納言となり、元明からも称賛・期待された中臣意美麻呂が任命されたのは、新天皇にとって重要な政策を実現するためであったのだろう。

これは、おそらく持統朝の鑄錢司任命においても同様のことがいえる。天武一二年第二詔によって、富本錢が流通貨幣としての実質を保つことが難しくなった後に鑄錢司が任命されていることは、富本錢に統治理念の表象としての役割を期待してのものであろう。そうであるからこそ、鑄錢司には将来有望な官人が登用された判事経験者の大宅麻呂らが任命されたのである。このような鑄錢司人事から考えれば、持統朝の富本錢発行も、持統の威信に関わる重要な政策であったとみるべきである。その政策とは、やはり富本錢のもつ統治理念の表象としての機能を重視し、天武の統治理念を引き継ぐことの表明であったと評価すべきではないだろうか。

右の考察が認められるならば、持統・文武朝において有望な官人を配置した新しい鑄錢体制を整えていたのは、富本錢発行の意義を新天皇自らのものにするためであったことになる。そして、両朝における富本錢の発行は、鑄錢司任命当初から富本錢を流通貨幣としては期待しておらず、専ら統治理念の表象のためと認識していたといえよう。この点に、天武朝の富本錢発行当初の目的との差異が認められる。

おわりに

本稿では、諸先学に導かれながら、天武朝、持統・文武朝におけ

る富本錢の発行目的について検討した。本稿の成果はわずかであるが、まとめておく。

富本錢の錢文は、国家と百姓双方の利益の実現を追求する天武九年詔と同根の統治理念の発露であり、また、陰陽五行説を重視する天武の政治姿勢を表象するものであった。さらに、天武九年詔と「富本」に込められた意味から、富本錢は流通貨幣を目指して発行されたものと考えられる。

富本錢の流通は軌道に乗らなかったが、天武一二年第一詔により流通貨幣の体裁をもたされた富本錢は、第二詔によって流通貨幣としての実質は失ったものの、体裁だけは残された。これにより、富本錢には統治理念の表象としての面が強調して残されることになった。

そして、富本錢の流通失敗を経験した後の持統・文武朝における鑄錢司任命は、新天皇が自ら新たに任命した鑄錢司に富本錢を発行させることで、天武が富本錢に込めた統治理念を、新天皇自らのものにするにあつたと考えられる。天武朝にあつては、発行当初は流通貨幣と統治理念の表象という二面性をもっていた富本錢であったが、持統・文武朝における富本錢の発行は、統治理念の表象としての目的にほぼ限られていたとみるべきである。

註

- ① 東野治之『貨幣の日本史』(朝日新聞社)一九九六年。
- ② 東野治之「東アジアの中の富本銭」(『文化財学報』一九)二〇〇一年。三上隆三「日本古代貨幣考」(『京都学園大学経済学部論集』一一―一二)二〇〇一年。
- ③ 三上喜孝「富本銭の再検討」(同『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館)二〇〇五年(初出、二〇〇〇年)。
- ④ 註2東野論文。また、中村修也氏(「富本銭の意義」『東アジアの古代文化』一三七、二〇〇九年)は、和銅元年以前は、富本銭が流通貨幣となるよう大量生産するための銅が不足していたはずであると指摘する。ただし、中村氏は、厭勝銭説の立場を取るかはこの論文では明示していない。
- ⑤ 註1東野書。註2東野論文。
- ⑥ 註3三上論文。同「初期貨幣と古代国家」(同『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館)二〇〇五年(初出、二〇〇四年)。
- ⑦ 註3・6三上論文。
- ⑧ 松村恵司 a 「無文銀銭と和同銀銭」(『出土銭貨』九)一九九八年。b 「飛鳥池遺跡出土の富本銭」(『月刊考古学ジャーナル』四四二)一九九九年。c 「富本銭と藤原京」(『歴史と地理』五三五)二〇〇〇年。d 「出土銭貨」(『日本の美術』五一二、至文堂)二〇〇九年。e 「富本銭から貨幣の始まりを考える」(『史友』四六)二〇一四年。なお、村上麻佑子氏(「日本における古代銭貨流通の契機」『寧楽史苑』六二、二〇一七年)もこれに近い立場をとる。ただし、中央の都市空間で自給自足ができない民衆の存在を推古朝から認めていること、富本銭に流通政策が見られないことを捨象していることなど、疑問点もある。
- ⑨ 註8 e 松村論文
- ⑩ 栄原永遠男「飛鳥池遺跡からみた七世紀後半の銭貨」(同『日本古代銭貨研究』清文堂)二〇一一年(初出、一九九九年)。館野和己「富本銭・和同開珎と市・交易」(吉村武彦・館野和己・林部均『平城京誕生』角川書店)二〇一〇年。
- ⑪ 栄原永遠男「日本古代国家の銭貨発行」(同『日本古代銭貨研究』清文堂)二〇一一年(初出、二〇〇一年)。
- ⑫ 註10栄原論文。今村啓爾 a 「無文銀銭の流通とわが国日本書紀貨幣の独自性」(『史学雑誌』一〇九―一)二〇〇〇年。b 「藤原京『門傍』木簡による和同銀銭・銅銭発行当初の交換率」(『古代文化』五七―二)二〇〇五年。
- ⑬ 註10栄原論文。
- ⑭ 註10・11栄原論文。
- ⑮ 註12今村 a 論文。
- ⑯ 松村恵司「富本銭をめぐる諸問題」(『季刊考古学』七八)二〇〇二年。
- ⑰ 森明彦「無文銀銭と富本銭の歴史的位置」(同『日本古代貨幣制度史の研究』塙書房)二〇一六年。n 説は全てこれによる。
- ⑱ 江草宣友 a 「古代日本における銭貨の成立」(『國學院雑誌』一〇二―四)二〇〇一年。b 「古代日本における銭貨と国家」(『歴史学研究』八九八)二〇一二年。
- ⑲ 註18江草 b 論文。
- ⑳ 金沢悦男「富本銭に関する一考察」(『古代史研究』一九)二〇〇二年。なお、寺崎保広氏(「富本銭の発見」『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館、二〇〇六年(初出、一九九九年))、山尾幸久氏(「飛鳥池遺跡と天武朝」直木孝次郎・鈴木重治編『飛鳥池遺跡』ケイ・アイ・メディア、二〇〇〇年)、鈴木公雄氏(「富本銭の発見」『銭の考古学』吉川弘文館、二〇〇二年)も、富本銭に流通貨幣としての意義を認めながらも、実際にどれだけ流通したかより国家として富本銭

を発行することそのものに大きな意義を見出している点で、これに近い立場をとる。

- (21) 松村恵司「木簡にみる七世紀の貨幣単位について」(『木簡研究』三九)二〇一七年。
- (22) 註8松村b c d論文。
- (23) 藤井一二「富本銭と『星座』」(『中央公論』一一四―一一)一九九九年。
- (24) 註2東野論文。
- (25) 註23藤井論文。
- (26) 櫻井久之氏「富本銭の星文様」(『大坂の歴史と文化財』七)二〇〇一年。
- (27) 註10栄原論文。註20寺崎論文。上田正昭「富本銭と天武朝」(『大阪商業大学商業史博物館紀要』一)二〇〇一年。高橋照彦「日本古代における新銭の発行契機について」(『出土銭貨』三三)二〇一三年。
- (28) 註20金沢論文。
- (29) 註27上田論文。
- (30) 註20金沢論文。
- (31) 註18江草a b論文。
- (32) 註8松村b c論文。
- (33) 正報告書が未刊行のため、主に次の概報および木簡の報告書を参照した。奈良国立文化財研究所「飛鳥池遺跡の調査――第84次・87次」(『奈良国立文化財研究所年報』一九九八―一九九九)一九九八年。同「飛鳥池遺跡の調査――第87次・第93次」(『奈良国立文化財研究所年報』一九九9―II)一九九九年。同「飛鳥池遺跡の調査――第98次・第99―6次・第106次」(『奈良国立文化財研究所年報』二〇〇0―II)二〇〇〇年。奈良国立文化財研究所「飛鳥藤原京木簡 一」(吉川弘文館)二〇〇七年。

(34) 新編日本古典文学全集『日本書紀3』(小学館)一九九八年。

(35) 中西進『万葉集全訳原文付 一』(講談社文庫)一九七八年。

(36) 天武と火徳の關係については、渡瀬昌忠氏「漢王朝と天武朝の「天漢」」(渡瀬昌忠著作集 第四卷 人麻呂歌集非略体歌論下)おうふう、二〇〇二年(初出、一九九四)のまとめが有益である。

(37) 井上通泰「天武天皇紀闡幽」(同『万葉集雑攷』明治書院)一九三二年(初出、一九二九)。坂本太郎「日本古代史」(同『坂本太郎著作集1』東京大学出版会)一九八九年(初出、一九六〇年)。直木孝次郎「持統天皇と呂太后」(同『飛鳥奈良時代の研究』塙書房)一九七五年(初出、一九六四年)。

(38) 註37井上論文。同直木論文。

(39) 西嶋定生「草薙剣と斬蛇剣」(同『中国古代国家と東アジア世界』東京大学出版会)一九八三年(初出、一九七七)。

(40) 湯川久光「天武挽歌と陰陽道」(『上代文学』四七)一九八一年。ほか。なお、湯川氏は、この論文で天武挽歌の短歌二首(『万葉集』巻二一 一六〇・一六一)についても陰陽道との關係を指摘する。

(41) 飯島忠夫「陰陽五行説」(同『飯島忠夫著作集4 天文暦法と陰陽五行説』第一書房)一九七九年(初出、一九三四)。

(42) 川崎晃「天武・持統治世の雨乞いについて」(同『万葉の史的世界』慶應義塾大学出版会)二〇一八年(初出、二〇〇九年)。

(43) 青木紀元a「祭祀」(同『日本神話の基礎的研究』風間書院)一九七〇年。b「祝詞全評釈」(右文書院)二〇〇〇年。

(44) 註43青木b書。

(45) 註36渡瀬論文は、天武朝に祈雨記事が多いのは、火徳の天皇たろうとした天武が陰陽の調和をはかったものと指摘する。また、『文選』李善注には、牽牛と織女が出会えなければ陰陽が調和しないと記されており、天武朝に柿本朝臣人麻呂歌集にみえる七夕歌群

- 前半(『万葉集』卷一〇―一九九六―二〇一三)が詠まれたのは、牽牛の孤独を慰めようとする「雫」祭の「楽」だったとする。
- (46) 塩川哲朗「広瀬龍田祭の祭祀構造」(同『古代の祭祀構造と伊勢神宮』吉川弘文館)二〇一八年。
- (47) 三上喜孝「古代銀銭の再検討」(同『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館)二〇〇五年(初出、一九九八年)。
- (48) 彌永貞三「生活と社会経済」(『国民生活史研究 二』吉川弘文館)一九五九年。今村啓爾「富本銭と謎の銀銭」(小学館)二〇〇一年。
- (49) 奈良文化財研究所『飛鳥藤原京木簡二』(吉川弘文館)二〇〇九年。
- (50) 註49書。
- (51) 註21松村論文。
- (52) 註17森論文。
- (53) 註18江草b論文。
- (54) 註18江草b論文では、紙幅の都合上出典があげられていないが、おそらく栄原氏の説(栄原永遠男「鑄銭司の組織と生産体制」『日本古代銭貨研究』清文堂、二〇一一年(初出、二〇〇三年)の見解を継承しているものと思われる。
- (55) 飛鳥池工房の操業終了時期について、市大樹氏(「木簡からみた飛鳥池工房」『飛鳥藤原木簡の研究』塙書房、二〇一〇年)は、木簡の検討から、藤原遷都に伴って本格的な操業を終えたと評価する。一方、寺崎保広氏(「律令国家成立期の飛鳥池工房遺跡」『歴史と地理 日本史の研究』二五三、二〇一六年)は、出土土器の年代観から、八世紀初頭まで操業が継続した可能性を指摘する。
- (56) 註33概報・報告書。
- (57) 吉川真司「飛鳥池木簡の再検討」(『木簡研究』二三)二〇〇一年。註3三上論文。
- (58) 花谷浩「飛鳥池遺跡の調査成果」(直木孝次郎・鈴木重治編『飛鳥池遺跡』ケイ・アイ・メディア)二〇〇〇年。註55寺崎論文。
- (59) 註55寺崎論文。
- (60) 長谷山彰「奈良・平安時代における刑部省と判事局」(同『日本古代の法と裁判』創文社)二〇〇四年。
- (61) 利光三津夫「鑄銭司考」(『法学研究』七七―七)二〇〇四年。
- (62) 利光三津夫「神宮銭鑄造をめぐる史的背景」(同『統律令制とその周辺』慶應通信)一九七三年。
- (63) 高橋照彦「銭貨と陶磁器からみた日中間交流」(『シルクロード学』二三)二〇〇五年。註27高橋論文。
- (64) 江草宣友「延暦期における鑄銭司の停廃と再置」(『日本歴史』七三二)二〇〇九年。